

## 川崎市総合自治会館団体ロッカー募集要項

- 1 利用期間 令和2年10月1日（木）～令和4年9月30日（金）  
2年間とします。（更新時、希望者多数の場合は再抽選）
- 2 使用料 550円（月額）ただし6か月分を一括前納
- 3 募集期間 令和2年9月7日（月）～9月22日（火）（見学は窓口へ）
- 4 抽選日 令和2年9月25日（金）
- 5 応募方法 指定書式「団体ロッカー利用希望申込書」に、第1～希望等必要事項を記入して窓口へ直接提出
- 6 応募資格 利用者登録済みで、少なくとも毎月1回以上の当館利用を予定している団体等
- 7 当選通知 利用者登録時のメールアドレスへ通知

※空きロッカーが生じた場合は、2次募集の実施を予定しております。

以下の注意事項をよくお読みいただき、御理解の上お申し込みください。

### 【申し込みにあたっての注意事項】

○2年ごとの更新時には改めて募集を行い、応募者多数の場合は抽選となります。

次に掲げる事項は禁止事項となります。

- (1) 他の者への転貸し
- (2) 本会館施設の利用に関係のない物品の保管
- (3) 消防法、毒物及び劇物取締法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、火薬類取締法、銃砲刀剣類所持等取締法等により規定される危険物等の保管
- (4) 液体・液状の物や濡れた状態の物、及び、生物や腐敗・腐食を招く物質、並びに単品で10キログラムを超える重量物等の保管
- (5) 直接営利行為に結びつく物品・道具の保管
- (6) 現金を含む有価証券物等の保管

次に掲げる事項に該当する場合は団体ロッカーの使用が解除となります。

- (1) 禁止事項に抵触した者
- (2) 3月の間、当館施設の利用がない場合。ただし、やむを得ない事由がある場合を除く
- (3) 使用目的の違反、不正行為による許可、又は公の秩序を乱し善良なる風俗を害し、若しくはそのおそれがあることなどにより使用許可の取り消しを受けた者
- (4) 川崎市総合自治会館インターネット予約システムの利用を停止された者、又は利用者登録を抹消された者

※使用を取消された場合、前納されている使用料は返還しません。

使用の取消により生じた損害は補償しません。

令和 年 月 日

## 団体ロッカー利用希望申込書

利用者登録番号	
団体名	
代表者名	
代表者電話	
メールアドレス (利用者登録)	
申込者氏名	

	ロッカー希望番号	処理
第1希望		
第2希望		
第3希望		
第4希望		
第5希望		
第6希望		
第7希望		
第8希望		
第9希望		
第10希望		

※太枠線内を記入してください。